

部長

第一

經監第七一號

外地歸還者給與の支拂に伴う不正行為の防止について

昭和五年十月三日 第一復員局經理部より復員官署一般に送牒(地方支話部共)

第二

~~~~~

未支給給與並びに帰郷時給與の支拂について最近不正を働く者があるから當事者

者は特に左の諸項を確實に實行すると共に全般に亘り注意を拂ひ之等に乗せられ

ない様にせられ度い但し之が為支給者に必要以上の手続き等を要求して不便を與へ

ない様この點にも留意せられ度い

第三

甲

参考迄に最近発生した事故の概要を別紙に添付する

左

此

務班

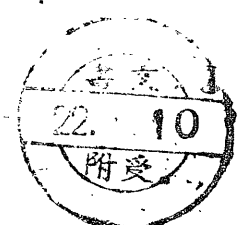
乙

一 上陸地支局で給與通報、未支給給與證明書の発行又は給與通報に眞書

證明するときは給與事項を明瞭に記載し訂正箇所には必ず訂正印を押すこと

又本人の申告によって発行するときは本人の身許身分等について特に調査すること

二 支拂廳では左の諸項に注意して處理すること



0657

1. 給英通報、未支給給英證明書は仔細に點檢して偽造改竄等の有無を確かめること又通報證明書記載の居住地と現住所と相違するときは事實について確かめること

2. 支給済の給英通報、未支給給英證明書は確實に本人から回收して支拂済の事項を記入し確實な方法で保管すること

3. 給英通報、未支給給英證明書、其の他の書類で不審の點がある時は之を究明し、たゞで處理すること又受給者の身許等で疑わしい處があるときは要すれば金融

通帳、米穀通帳、又は居住地證明書等を呈示させる等の方法で確かめること

4. 外地帰還者<sup>（作ば）</sup>廢理要領D項(第三)の「及廢置を確實に實施して重複支給を防止すること

三、事故が發生しその内容性質から判断して他へにも起ることが豫想される時は機を失せず關係各へに通報すること

別紙其一

一 事故の概要

十月二十八日静岡地方支話部に引揚証明書、上陸北支局出納官  
史登行の給金通帳を携へ南支から引揚げて来た元軍一属と称する朝  
鮮人(横山某と自称)が同時に引揚げて来た元軍一属と称する未  
支給給金の受領書を出し、同時に支話部では書類を點検した慶整  
は名が一應確認の爲静岡同泉朝鮮人連盟の證明書を持て来た。称同  
人に要求した慶同人は連盟に行き来し、一旦許去し暫くして再び出  
頭し連盟の主任者が不江で證明書は貰へないが不審と思はれるならば電話  
で照会せよと度々申し出て、同人の言を信じて電話で確認することなく支  
拂ふこととして一人宛三八六〇円(内自由支拂五〇〇円封鎖支拂二三八〇円)合計  
四〇〇〇円と同人の居住地にある日本銀行藤枝代理店に受領する手帳で  
支拂をした。

十月上旬岐阜地方支話部で前述の称は書類を携へ同様な手段で来

0659

支給給興の支拂を要求して、末に朝鮮人があつたが、電話部では給興通報の様式の上陸地支局を發行してゐるものと相違してゐると給興通報に氏名が記入してなく又岐阜朝鮮人連盟財政部長の奥書があつたので同連盟に連絡した處不審の點があつた支拂を拒絶し警察署に通報したが逮捕に至らなかつた旨の通報を静岡地方支話部を受けたくて調査した處架空の人名を用ひ引揚証明書及給興通報を偽造して詐取せられた事が判明した

## 二 事故発生後の處置

入事故発見の当日(十月十三日)藤枝代理店に職員を派遣して調査した處自由支拂の分一人当り五〇〇円合計七〇〇〇円は十一月一日現金で支拂いし封鎖支拂の今は受領者の申出による東海銀行本店に送金した事が判つたので直ちに同行宛支拂停止方を打電して部員を派遣して調査した處十月八日朝鮮人連盟愛知地方本部財政部長が横山某外十三名に對して賦課金として徴收したといふ證明書と前記小切手を提出して全額を受領してゐる事が判明した

0660

横山某外と称する者は小切手と賦課金として納入しその代りに金品を運送する  
 受領した模様である

又岐阜地方世話部の詐欺事件顛末と事件発生後直ちに東海六県の地  
 方世話部に通報し注意を喚起した

○十月十日愛知地方世話部に前同様手段で出頭せざる者があつたが岐阜下から  
 又通報により県警察部に連絡し本人を取押へ目下警察部の手で取調  
 中である

0661

其二

一事件の概要

元岐阜地方古語部出納官吏の助手としてゐた雇員田島某は在職間  
復員者の給與通報で支拂済りのものを自宅へ持帰り整理しようとしたが本年九  
月米病気の為<sup>依願</sup>解雇に付たとき<sup>三</sup>、通の前記給與通報を残置した  
同人はこの支拂済の給與通報で給與金の詐取を思ひ立ち給與通報面  
の住所氏名を改竄して同一町村に二名乃至四名居住するやうにして各受  
給者から当該役場へ差領方を委任した称に装ふ事情も知らぬが、<sup>三</sup>者  
に改竄した給與通報を偽造した各人の印鑑を所持して役場の使者と  
して古語部に出頭せしめ、本年十月のうし十一日の間前後三回に亘り一八九  
一九年を詐取した

二事故発見の動機

第三回の支拂額中、過拂があつたので当該役場を通じて受給者に返納方  
を要求した處役場より該当者は当村に居らぬとの回答を受け、之を調査

0662

と開始し詐欺である事が判り筆跡給與通報の再申等と判明したる前  
記田島であるを推断し更に調査を進めてるに處し同日午前同様方法  
で葛田田島の請求があったので使者と捕へ盛言察の手を通じて田島と取調に  
處れ行と自白した

### 三 事故に対する處置

一 本人に対し詐欺金額の返還を要求し全額回収した

二 この事件に鑑み各話部には將來から事件の発生を防止する為左の様  
に實施する

一 代理受領の際に必ず委任状を提出させる

二 精算支給済の給與通報支拂済の印を押しと編綴し支拂年月

日支拂證書番號を記入する

三 受給者の身許等に不審のある場合は金融票穀通帳を呈示させる

0663

其三

一事件の概要

滿洲第一五七部隊所屬陸軍軍曹市川敷男と称する男が兵庫県古賀郡に出頭し佐佐保上陸地支局発行の本人申告による給與金未支給證明書、引揚證明書を藉手、居住證明書を持参し昭和三年九月以降昭和三年工日迄の未支給金を請求したが給與通報その他に詳細に點檢した處

給與金未支給證明書の様式は全く同じであるが実物は出納官吏の署名印刷があるが之は復員事務官の肩書があるものと印を押捺してあり出納官吏の職員が稍小さく又二片式のものを切取取跡も且割印も無い給與通採引揚證明書は上陸後一月と経たず切り取り所目となく眞新らしい

以上陸地で被服品等を交付して居たかわり該当欄に全然記入しない左事由による偽造と判断し身柄を警察署に引渡して取調べた處左の事

0664



実を判明した

本人は引揚證明書を偽造し適宜の場所に転入し金融通帳並に米穀  
通帳の交付を受け上陸地支局発行の本人申告による給與通報及び居  
任證明書、戸籍記載事項證明書を偽造偽證の上米支給金の詐欺

現在まで使用せる偽名

高橋順二 渡辺正治 佐藤太吉 山下英作 安藤勝 市川  
穰 市川保 市川征夫 高橋行雄 大久保正雄 大久保  
喜次郎 大久保近三

去部部又出頭時二名以上の書類を持参し見張りの分りとし併し同時に受領  
し又とした

又逮捕時市町村 町内会長印八以上、氏名ゴロ印五、個人印鑑一  
三、所持し、引揚證明書、復員証明書、給與金未支給證明書  
所持し、所持し、所持し

0665

手帳に他の世話部に転属する豫定を記入してある。

居住証明書、戸籍記載事項証明書は一見と真偽の判定がつかない程

巧妙である。

共犯関係については自ら取調べ中であるが本人は大阪に主犯大倉某とその  
配下数名ありと称しているが細部はまだわからない。

0666

部長 60

給 發 第 三 二 七 號

同盟罷業等の場合における俸給又は給料の支給方について

昭和二十二年一月二十日

大 藏 省 給 與 局 長

第一復員局 総 務 部 長 殿

3  
自更俸給令第七條ノ二等の規定にもとづいて同盟罷業その他の争議行為により執務しない者の俸給又は給料を徴収する場合は左によつて取り扱は  
れたい

1  
組合員たる官吏、官吏の待遇を受ける者及び雇傭人等がその者の所屬する労働組合の決定實行する同盟罷業（その他の争議行為）と實質的に同一視すべき場合をも含む。以下同じ）中に出勤執務しないときは同盟罷業により執務しない者とみなしてその執務しない期間の俸給又は給料は日割計算によつてこれを徴収する。但し左の場合はこの限りでない。

事務班

(1) 同盟罷業中に現に登壇し、所屬職の長かその出勤執務の事實を認めるとき。

(2) 自己の意志に反して出勤執務することができなかつたことを書面を以て申し出て、その事情（交通機関の停止、労働組合の阻止等）を疎明し所屬職の長かこれを認めるとき。

（註）

出勤執務とは所屬職の長の命に従い所定の時間中所定の業務に服することという。したかつて出勤しても望に職場を占據し争議關係の行爲に従事してゐるとき、怠業及び業務管理等と稱する場合であっても實質上本來の業務に服さず同盟罷業と同様の情態にあるものと認められるとき等は出勤執務とは認めない。

三、前項により日割計算により俸給又は給料を減額する期間は、同盟罷業を實施した當日からその終了の日までの期間（一日の中時間を限り同盟罷業をなした場合は一日とみなす）とする。但しその期間中に左の各號

0668

に該當する日數あるときはこれを除く。

(1) 休暇、休日、非番の日等その職員が本来出勤執務するを要しない日

(2) 公傷病に起因し出勤執務しない期間

(3) 服忌を受け出勤執務しない期間

(4) 私傷病又は私事の故障により出勤執務しない者については、その者

の所属職の長が特に已むを待たない事由あるものと認められた期間

三 臨時勤務地手當及び暫定加給については前各號に準じて取り扱う。

組合員たらざる官職職員がストの爲に交遊機關が停止する等の爲め出勤出

來なかつた場合は勿論この通條は適用されない

0669



逓法第七號

第一復員官署（除地方世話部）一發

同盟罷業等の場合における俸給又は給料の支給方について

昭和二十二年一月三十一日

第一復員局経理部長

標記の件につき大藏省給與局長より別紙の通り通牒があつたからこれを通知する

別紙

Handwritten scribbles and numbers, including '3' and '5'.



0670

部長

五

總法第六號

第一復員官署(含地方世話部)一般

遺骨引取人に對する死亡時給與について

昭和二十二年一月二十八日

第一復員局長 藤田部長

2

在外者給與規程第九條の規定による遺族か又は親族のない場合遺骨引取人かありこれに遺骨を交付するときはその死亡時給與を葬祭料四〇圓遺族出張旅費二七〇圓合計三一〇圓を埋葬實費と看做して遺骨引取人に遺族交付金から支給してよいこととせられたから承知せられた

尚同規程第六表備考第三號の規定による親族に對して支給する死亡賜金(現行定額にあつては半額とせず全額を支給してよいから爲念申添へる

事務

0671

64  
長

復  
第五號

追放令解説送付の件

昭和二十二年三月二十日

復員廳官署一殿

總員廳總裁官房長

史  
實  
調  
査  
部

追放令に關して、政府は一月四日その整理改正を行つたので、別紙の通り追放令の解説を、参考の爲送付する。

0672



追放令解説

昭和二二。一。一五

政府は、昭和二十二年勅令第一號（一月四日）等によつて、所開

「追放令」を整理改正した。

その關係事項について解説すれば左の通りである。

（細部は一月四日附官報號外參照のこと。）

第一 關係ある主要改正點

一 該當者の三親等内の親族及び配偶者は、該當者の指定があつた日から十年間は該當者として退職した公職（公職に在つた者が退職後、又、主要公職に就こうとした者が就職前當該公職について覺書該當者としての指命を受けたときは、それぞれその職）に就くことができないこと。（勅令第十條）

（説明）

本件に關し、例へば「該當者の親族は悉く有ゆる公職に就けないものである」と解せられている向もあるがこれは誤解

0673

であつて、「該當者が退職せしめられたその職のみに對し、親族が身代りの的に就職できない」ことの規定である。

二 覺書該當者は、新聞社、雜誌社、放送、映畫、演劇、會社等のすべて（主要役員のみでなく）の役員から追放されること（令第十四條）

三 覺書該當者が公職に對し實質的支配を行ふことが禁止されたこと。（令第十一―十三條）

### 第二 關係ある事項の一覽

#### 一 追放令の原則

過去の經歷によつて審査の結果「覺書該當者」に指定された

者は

- (一) 新に全「公職」に就くことはできない。
- (二) 「主要公職」にあるときは退職せしめられる。
- (三) 「普通公職」にあるときは退職せしめられることがある。

二、覺書該當者（一月四日附内務省令第一號別表第一參照）

元の直關係者で覺書該當者に指定される基準の範圍は左の通りである。（従前と變化ない。）

(一) 正規の任用規定によつて現役に服した陸海軍將校（短現を除く。）

(二) 陸海軍特別志願隊將校（現役に服した者のみ。）

(三) 憲兵隊、特務機關、海軍特務部其の他の陸海軍警察機關若しくは秘密謀報機關に勤務した者

(四) 陸海軍省の勅任待遇以上の文官

(五) 在郷軍人會の都、市、區、町、村分會長及町村分會長

三、「公職」の範圍（内務省令第一號別表第二參照）

覺書該當者が就職できない範圍（これを公職といふ。）は左の通りであつて更にその中を「主要公職」と「普通公職」とに區分される。

0675

- (一) 官吏
- (二) 議員（國會より村會に至るまで）
- (三) 法令に基く委員會の委員及職員
- (四) 地方廳の職員
- (五) 市町村役場の職員
- (六) 町内會長、部落會長及其の連合會長
- (七) 特殊會社、營團及特殊銀行
- (八) 臨時物資需給調整法により指定された團體
- (九) 特別法により設立された團體
- (十) 主要新聞社及出版社、主要映画及演劇會社、放送協會その他公衆情報機關
- (十一) 構成員が國會に議席を有する政黨及その支部
- (十二) 有力な會社

(七) (八) の中  
 指定された團體の指  
 定された範圍の主要  
 役員

0676

備考

覺書該當者。現役下(官)であつた者及び遺算十年以上専務に服した者は、教職には就けなゝること。従來と變化なゝ。

0677

庶務班

部長

復第七號

「ソ」 轄地區未歸還者の状況調査の件達

第一復員官署一般及都道長官。

府縣知事各地方世話部

和二十二年一月二十三日

長官 藤 啓 原 喜重郎

「ソ」 轄地區未歸還者の状況調査は従前の審規程に據る御別紙要領に  
據つて促進する

22.1.28  
附送

0678

別紙

「ソ」帰還地未歸還者の状況調査表

一、滿洲・北鮮・樺太及千島（以下ソ連地帯といふ）帰還地未歸還者の調査

二、調査を促進する為「ソ」連地帯未歸還者の部隊別連名簿（以下連名

簿と略稱する）を調製して各上陸地支部に備付け歸還

者全員から未歸還者の状況説明資料を収集する

三、連名簿は次の様にして調製する

1. 連名簿の様式は附表の様にする

2. 留守業務局長は未歸還者等を基礎とし「ソ」連地帯内に在る航空

部隊部隊（昭和二十年十月二十八日以前に連名簿に載せ表裏共に採

る）未歸還者の部隊別部隊別（所属不明別）連名簿八部を

調製する

3. 地方世話部長は未歸還者等とし「ソ」連地帯内に在る未歸還

者（留守業務局長で調査するものを除く）の部隊別（所属不明別）

連名簿八部を調製する

0679

各留守長務局長及地方世帯部長は出来上つた理答書等と共に四回。  
舞鶴及佐世保上陸地支局に各二部宛送付する。地方世帯部長は二部  
を留守業務局長に送付する。

5. 留守業務局長は各地方世帯部より送付された所屬不明別送名簿を

選に留守名簿と照合し所屬の判明したるに就ては送名第九部を

編纂して八部を前送の如く配付し且一部を寄附世帯部に送付する。

6. 留守業務局長及上陸地支局長は受領した送名簿を各世帯部に一所

屬不明のものは都道府裁判官一より受へて送名簿を完成する。

7. 第二。第三號の送名簿の編纂は速に開始し三月十日迄之を完成

し三月二十日迄に受領首に到着する如く發送する。

8. 送名簿に要する用紙は復長局から交付する。

三、送名簿は次の様に活用する。

1. 各上陸地支局で歸來者全長に函索させ。歸來者の記憶を喚起せし

めて歸來者の調査する。各編覽書の編度を上昇（時に數の増加を圖る）



2 歸還者は自己の留守擔當者の現任所を確認する

4 連名簿の補備訂正は次の様にする

1 留守業務局長及地方世話部長は「ソ」連地區未歸還者の死亡認定済者連名簿を關係上陸地支局に送付する

2 上陸地支局長は自己上陸地に生じた者を連名簿から抹消すると共に除隊名集解除者連名簿（部隊號、連隊號、官等、氏名のみにて可）を關係上陸地支局に送付する

3 地方世話部長は未歸還者等により新に未歸還者が判明した時及所屬不明者の所屬判明した時は附表の様式に依り連名簿八部を調製して留守業務局長及關係上陸地支局に備付名簿に應ずる部數を送付する

4 留守業務局長は覺書其の他の資料に依つて新たな未歸還者を發見した時及所屬不明者の所屬判明した時は前號に依つて處理する

5 留守業務局長及上陸地支局長は前各號の諸名簿に依つて絶えず備

0681

付連名簿を補備訂正する  
抹消する場合は連名海上欄に抹消の理由を明記(記入要領は様式の  
通り)する

0682

附表

「ソ」連地区未歸還者部隊別連名簿

〇〇世話部

| 本籍     | 兵種 | 官等  | 氏名         | 留守擔當者現住所   | 摘要         | 約三、五種 |     | 約三、五種    |   | 約四種 |   | 約七種 |  | 約二種 |  |
|--------|----|-----|------------|------------|------------|-------|-----|----------|---|-----|---|-----|--|-----|--|
|        |    |     |            |            |            | 固有名   | 浦羅號 | 步兵第〇〇〇聯隊 | 部 | 隊   | 隊 | 隊   |  |     |  |
| 東京 淀橋  | 歩兵 | 大尉  | [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] |       |     |          |   |     |   |     |  |     |  |
| 東京 八王子 | 衛生 | 伍長  | [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] |       |     |          |   |     |   |     |  |     |  |
| 東京 北多摩 | 輜重 | 上等兵 | [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] |       |     |          |   |     |   |     |  |     |  |

戦死  
(一九八〇)  
召解  
(三二二五)

調製上の注意

- 一、部隊は獨立部隊（司令部、聯隊、獨立大（中、小）隊等）毎に區分する
- 二、氏名は「アイウエオ順」とする
- 三、部隊毎に別葉とする但し同一部隊所属者が五名以下の場合には別葉にしない
- 四、摘要欄は本人の判定上参考となる事項を記入する

0683